

空也聖の近世く近代における変容について

— 空也堂と六斎念仏講を中心に —

菅 根 幸 裕

要旨

筆者は近世における俗聖、特に空也聖の実態について、京都市空也堂の史料を中心に分析してきた。そうした中、なぜ俗聖が空也堂と本末を結んだのかのポイントとしてきた。本論は、六歳念仏講と末流（茶筍・鉢屋）を中心に、空也聖の近世から近代への変容を考えてみたい。

特に空也堂配下が一堂に会した歴代天皇の焼香式については、その記録を詳細に分析したいと考えている。そのうえで空也堂と六斎念仏講及び末流が本末を結ぶことのメリットは何であったのかを考察するものである。言い換えれば、空也堂はなぜ歴代天皇の焼香式を行ったのか、六斎念仏講や末流がこれに供奉することでどのような特典があったのかを分析してみたい。

キーワード

空也堂　六斎念仏　天皇・朝廷権威　孝明天皇　鉢屋　茶筍

はじめに

筆者はここ三十年あまり、空也信仰の形成における空也聖（鉢叩・鉢屋・茶筌）の関与について考察してきた。本論では、近世における京都本山空也堂と空也聖の本末について、空也聖の身分向上と空也堂の寺院経営の相関に注目し、その構造を明らかにすることを目的とする。すなわち、俗聖が、その身分向上の課程で京都空也堂との本末を形成して空也聖となったことを考えている。今回は空也堂に伝来する光格・仁孝・孝明の三天皇の焼香式に関する史料とそこに参加した六斎念仏講と茶筌・鉢屋を題材したい。こうした焼香式を営むことが空也堂という一寺院にとって、また六斎念仏講・茶筌・鉢屋にとってどのような意味があるのかを考えてみたい。さらに、六斎念仏講については近代の様子もみてみたい。

1 空也聖と極楽院空也堂

空也堂は、正式には紫雲山極楽院光勝寺空也堂といい、京都敲町（京都市中京区堀川蛸薬師東入ル）にある。現在では天台宗に属し、同宗空也法流の本山となっている。空也堂所有の明治五年（一八七二）『時宗鉢叩念仏弘通派明細帳』（一）にはその由来について以下のように書かれている。

（史料1）

一、本山 紫雲山光勝寺極楽院空也堂

朱雀天皇御宇天慶元年之草創、開基空也上人者延喜帝第二宮、天慶天祿年中日本第一念仏弘通之開祖、天祿三年九月十一日入寂、明治五壬申年迄九百壹年二成、第二祖定阿弥法師ト申者、俗性前鎮守府將軍平定盛卿、康保三丁卯年十一月十三日宗旨教法ヲ授リ遺跡ヲ継、師ノ教化ニヨツテ有髮僧形肉食妻帯血脈相統仕、紫衣着用上人号永勅許、開祖空也上人以来ノ寺格ト相成……………、

すなわち、天慶年間に空也が洛北鞍馬に建立したと伝え、その後、洛中の三条櫛笥に移り、寛永年間に現在地に移転したという。その敷地は広大なもので、その中に最大十八の塔中があったと記録されている。しかし、天明年間、禁門の変、明治三年と三回も火災にあっている。

この空也堂を本山として、空也を祖とおおぎ、その末派と称す俗聖が、西日本を中心に散在していた。これらがいわゆる空也聖であるが、一般には「茶筌」、「鉢屋」、「鉢叩」などと呼ばれていた。

空也の出自に皇胤説があることは、同時代に生きた源為憲の『空也誅』(2)や慶滋保胤の『日本往生極楽記』(3)にも記載されている。また、後世の伝記には醍醐帝の皇子と伝えている場合が多い(4)。そのためか空也堂は、代々天皇の崩御のたびに、全国から多数の空也聖を参集させ、素袍大紋を着させて泉湧寺・般舟院まで行列し焼香した。空也堂に伝来する、光格天皇・仁孝天皇・孝明天皇の崩御の際記録された『焼香式行列絵巻』には、その壮大な行列の様子が図示されている。また、空也堂上人は、十六菊紋を付した高提灯をかかけ、各地の空也聖を末派として巡錫した。一方、この菊紋付の提灯や荷札は、空也聖達が本山に上納金持参や焼香式のため上京する際にも使用された。以上のように空也聖は、空也堂と本末をなす一教団をなしていたといえる。

空也聖については、柳田国男の地誌類を多用した研究(5)、戦後の堀一郎のそれらに京都空也堂の史料を加味した研究(6)が基本的なものと考える。その後、市川訓敏(7)や山路興造(8)によっても考察が加えられている。また、森田竜雄は、芸能者としての歴史を中心に、空也堂および鉢叩についての概説を行っている(9)。これは、筆者のこれまでの調査結果を含め、何人かの研究者の成果をもとに解説されたもので、筆者に欠如していた中世の空也聖の姿が紹介され、また近世については、多くの地誌類、及び公的記録からの考察が加えられている。これまで筆者は、実際に空也堂と空也聖に伝来する史料からの分析に終始してきたが、森田の研究は、柳田以上に詳細な分析がなされ、近世の空也堂の変遷が明示された好論と考える。森田は、この論文の「はじめに」の中で、

近世における空也堂の鉢叩の組織化は、近世後期に現れるにすぎないとしているが、時期的な問題よりも、この組織化の形成と展開にこそ、本末という近世社会の特質に沿った空也堂と末流の姿が表出しているのである。また、森田は、鉢叩は、鉢屋・茶筥といった他の末流との大きな相違があると指摘している。これは、洛中の鉢叩と、山陽・山陰に散在する鉢屋・鉢・茶筥とは、空也堂との関係が異なることを示しているであろう。確かに実際に筆者が空也堂や空也聖の史料を調査した結果、鉢叩に関する史料は少なく、逆に鉢屋・茶筥との本末を示す史料が大半を占めており、これに文化年間以降、六斎念仏の史料が加味してくる。よって森田の指摘は的確であると考える。

2 三巻の天皇焼香絵巻と焼香記録

空也堂には、三巻の不思議な絵巻が伝わっている。それぞれ、光格・仁孝・孝明の三天皇の四十九日に泉涌寺と一般舟院で焼香式を行う際、行列した絵巻である。まずはそれらの内容を紹介する。

(1) 光格天皇焼香絵巻と焼香記録

図1はこの絵巻の、うち光格天皇焼香絵巻の詞書を抜き書きして並べたものである。描かれた人物は一〇三人である。従士の後諸国の鉢屋が素袍帯刀で一三人（詞書では二三人）、郡の六斎念仏が雑色を着用して二〇人（詞書では二四人）が描かれている。その後空也堂塔頭の有髮僧五人が鉦を下げて描かれている。空也堂上人が「住吉明神影傘」のもと「紫衣九条袈裟衣草履昇殿焼香」となっているのは『空也上人絵詞伝』の中で空也が父醍醐天皇崩御の際、諸国行脚から駆け付け土足のまま御所に昇殿し、焼香した由来によるものである。その後「歓喜踊躍念仏執行従僧」とあるのは、前述の塔頭の有髮僧に加えて念仏を奉納する僧がいたということであろうか。王服茶を行ったであろう「茶道坊」の後には空也堂の家司及び列司が並んでいる。

実は空也堂には「天保十二年丑正月八日仙洞故院御焼香泉涌寺般舟院参向記録」（以下「参向記録」という史料が伝わっており、この焼香の様子が詳述されている。光格天皇自身は文化一四年（一八一七）に讓位していたので「仙洞故院」となっている。崩御は天保一年（一八四〇）一月十九日であった。「参向記録」は以下の記述から始まる。

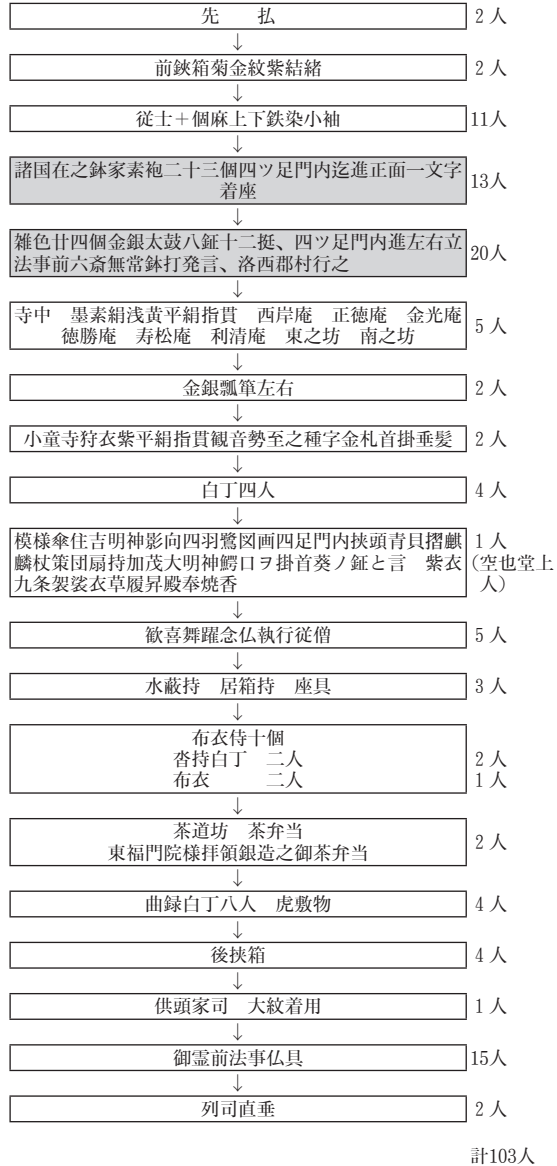


図1 光格天皇焼香絵巻

(史料2)

一、今度

仙洞御所様御法事ニ付泉涌寺般舟院ニ而当山伝来歡喜踊躍念仏相勤御焼香仕候儀ニ御座候間、此度も如先例
両寺參勤奉願上度奉存候、尤当寺無住ニ付院代春雅相勤申度奉存候付右御伺奉申上候、何卒先例之通被為仰
付候ハハ難有仕合可奉存候、以上、

蛸薬師通堀川東入

空也堂極楽院

役者

西岸院 印

天保十一年子十二月朔日

御奉行所

東御奉行所

御月番本多筑前守殿江奉願候処、即刻願之通御聞届ニ相成候而、御凶事伝奏江相願可致旨被仰付候而帰
山致し候事、

まず京都町奉行の許可を取り、凶事伝奏への願い出を仰せつけられたというものである。その後空也堂伝奏の坊
城前大納言に凶事伝奏への取り次ぎを依頼している。この時白銀五匁を坊城家に届けている。十二月三十日、坊城
前大納言同道の上、凶事伝奏葉室中納言と法事奉行裏松左少弁へ泉涌寺般舟院両寺での焼香諷経を仰せつけられた

き旨を願ひ出ている。注目すべきは例書として「桃園院様 後桃園院様 御桜町院様 右御代々之節御焼香諷経相勤来候以上」と結んでいることである。すなわち、空也堂が焼香を始めたのが宝暦十二年（一七六二）に崩御した桃園天皇以来ということである。なぜこの時から始めたのかは、空也堂に史料が伝来していないので不明である。

以下は、凶事伝奏及び法事奉行への手続書である。

（史料3）

手続口上覚

一、空也堂極楽院從 先年御焼香仕申儀者、泉涌寺參勤御位牌殿階下ニ而空也上人之形像ニ而団扇持鹿之角杖ヲ突キ土足ニ而曲録ニ掛リ朱傘ニ而導師壺人外ニ居士有髮之者六人衣を着シ鉦を掛ケ、又外ニ僧式人瓢を持、以上九人当山伝来歎踊躍念仏六齋念仏執行仕候而御焼香相勤申、其後御齋并御菓子等下之召連候もの迄被下置右頂戴仕候而下山、同日般舟院ニ而右同様相勤申候、尤御布施物鳥目ニ拾貫文頂戴仕候儀先例ニ御座候間、右宜敷御沙汰奉願上候、以上

天保十一年子十二月三十日

空也堂極楽院

春雅 印

葉室中納言様

御雜掌中

裏松左少弁様

御雜掌中

これにより行事の概要がわかるが、空也堂上人が泉湧寺では土足で焼香すること、有髮で僧形の者六人が鉦を掛

け、清僧二人が瓢箪を叩いて空也堂伝来の歓喜踊躍念仏と六齋念仏を行うとなっている。実際に絵巻に描かれているのは有髪の塔頭僧五名が鉦を持っている。六齋念仏は六齋念仏講が行い空也堂が直接行うものではないが、空也堂配下ということで省略されているのであろう。

翌年正月三日葉室家から印形を渡され、八日に先例の通り行うよう仰せつけられた。そのまま奉行所と泉涌寺・般舟院に伝えた。そこで問題となったのが空也堂上人が土足で焼香することであったが、般舟院では畳の上に板を敷き対応することとなった。

八日、まず泉涌寺で焼香が行われ、空也堂上人が曲録に座ると塔頭の有髪僧が鉦を打ち、六齋念仏が一座勤められた。実は空也堂の史料に六齋念仏が出てくるのはこれが最初である。その後お斎を頂戴した後一度空也堂に戻る。ここで六齋念仏講が山階御陵講から郡講に変わり、般舟院に向かった。絵巻にはこの郡の講しか描かれていないが実際は二つの講が参列したものである。般舟院でも同様に歓喜踊躍念仏一座と六齋念仏一座を勤め、夕方空也堂に戻った。この史料には全部で一三六人が参列したと書いてある。

翌九日、焼香が滞り無く済んだお礼に、坊城前大納言に金式百疋、御添使に白銀式匁、雑掌二人に金百疋を届けた。また葉室中納言に金百疋、雑掌中に白銀一匁、さらには裏松左少弁へ金百疋、雑掌中へ白銀一匁をそれぞれ届けた。元来は坊城家には御菓子一箱、雑掌には延紙であったが、坊城家からは金が良いことなので金と白銀に変えたとしている。十一日には奉行所に焼香式が無事済んだことを届けている。焼香式を願ひ出る時は奉行所が一番先であったが、報告は一番後であるのはなぜであろうか。

そのような疑問を持つのは焼香には以下の武士が参列しているからである。

(史料4)

御焼香之砌武家方御懸

所司代 牧野備中守殿 越後長岡城主高七万四千石

東町奉行 本田筑前守殿⁽²⁷⁾ 御焼香御懸り

西町奉行 柴田日向守殿

般舟院御詰切 岡部内膳正殿 泉州岸和田

泉涌寺御詰切 松平甲斐守殿 和州郡山

御中陰御火消 永井筑後守殿 摂州高槻

御代官 石原清左衛門殿

同 木村惣左衛門殿

同 荒尾久左衛門殿

錚々たる顔ぶれであるが、これらが実際に参列したのであれば、お礼はまず武家方から行うべきではなからうか。しかし実際には伝奏及び凶事伝奏と法事奉行の公家のみお礼がなされているのは、宗教的には天皇・朝廷權威が重要視されていたことを示すものと考えて良い。

さて、これだけ大掛かりな焼香式を行う費用はどうしたのであろうか。これについては以下の記述がある
(史料5)

一、此度御焼香入用金者三丹州江州京北右末流共より可致出銀、右之内金子拾兩当時東洞院五条住居罷在沢屋勘兵衛元西江州沢村鉢家之もの二面御由緒を以寄進、猶三ツ井八郎右衛門当山寄檀家二付金百疋寄進、大坂今福通嶋北井上市兵衛右者春雅上人帰依二付金子壹兩寄進、其外右之類多く有之候得共、何連茂有信講中世話方之

者二付略之、

一、六斎当番郡村山科御陵村
 右両村之儀者、六斎二付諸
 入用之分ハ不残両村方相弁
 出錢可致、其外ニ山科御陵
 方金子六百疋上人江別段奉
 納、郡村より洛西六斎講中
 江致勸化金子取集相納候
 事、

一、勢州久保田西念寺方別段
 貳百疋奉納、

一、丹後片山長助金壹両、江
 尻末流方金貳百疋、湊末流
 方金百疋、右者何連茂上人
 江別段奉納、

一、末流共供奉ニ相立候者ハ
 装束入用ハ勿論并付添人足
 賃其外諸入用分ハ銘々自分
 方可致出錢、御焼香相濟候



写真1 光格天皇焼香絵巻の郡六斎念仏講



写真2 光格天皇焼香絵巻の末流(茶筌・鉢屋)

而本山諸勘定出入不足之分ハ重而諸国末流方江助成方申聞候事、

まず、焼香式の費用は、丹波国・丹後国・但馬国・近江国・京北の末流が負担する。末流とは鉢屋・茶筌である。その他三井八郎右衛門などの個人的な寄付もあった。六斎念仏については、費用は自己負担で、しかも参列した山科御陵講と郡講は寄付までしている。参列した末流の費用も自分で支払い、しかも空也堂が収支計算後赤字が出たら、末流に助成を頼むとしている。要は、末流・六斎講とも、参加費用は自分で支払い、焼香式にかかった諸経費は末流が負担するというものがある。

(2) 仁孝天皇焼香絵巻

図2は、光格天皇の次の仁孝天皇の崩御の際の焼香絵巻である。光格天皇の時との相違はまず人数が二〇六名と倍増したことである。これは諸国末流（鉢屋・茶筌）が八三名に増え、上人の前後に配置されたこと、六斎念仏講が二講に増加したことなどによる。光格天皇の時には六斎念仏は泉涌寺と般舟院で別々の講が行ったが、今回は二講が両寺で行ったのであろうか。

この焼香式についても「弘化三西二月六日ヨリ 仁光^(マ)天皇崩御焼香一条記」という詳しい行事記録がある。

それによれば

焼香式への参列は以下のものであった。

役者一人 従僧一人 有髪之者住人 大紋着用三人 布衣一四人 童二人 雑色二十人 列奉行六人 茶道坊一人 素袍六十人 白丁一七人 上下二六人 押三人 手廻一人 人足三十人 計一九七人

これは絵巻の人数と違っている。この中で末流は素袍の六十人（絵巻では八三人）、六斎念仏講は雑色の二十人（絵巻では一九人）のことと思われる。

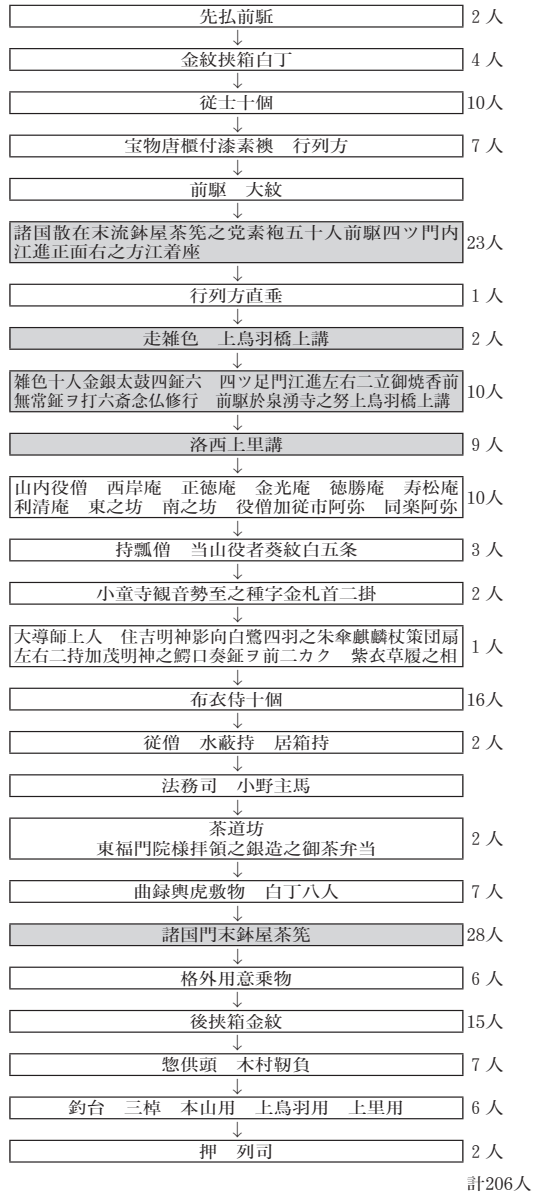


図2 仁孝天皇焼香絵巻

その末流へは以下の書簡が出されたようである。

(史料6)

一、伯州米子郷内卯三郎柴次郎へ紙面差遣

大急書を以申入候、然者今般 禁中様御崩御ニ付先例之通泉涌寺般舟院ニ而以下ノ御焼香相勤申候、仍之諸国末流之者共供奉之徒召連候順番ニ付、周州様当所御屋敷申達候處、先々方被召連候御例ニ候ハハ不吉候間御勝手次第被仰付可然候間、御留守居方被申渡候間、早々用意仕、来ル三月五日迄ニ登山可仕候、此段別紙書付通之人

別へ早々申触右日限通り指支無之候様上京可仕候、此段申入候、尤雲州之儀者此度之處少々六ヶ敷趣ニ付候間、猶此段相心得早々上京可仕候事、

まずは素袍帯刀で供奉する末流（鉢屋・茶筌）を遠方から集めなければならず、この書状を山陰地方の末流をとりまとめた伯耆国米子の卯三郎と柴次郎に出したものと思われる。

以後は光格天皇の時と同じく、町奉行所へ願書を出し、坊城前大納言へ凶事伝奏高倉前大納言、法事奉行勸修寺左少弁へのとりなしを依頼している。この時白銀三両を坊城家の御雑掌中・白銀二両を御添使に渡している。さらに泉涌寺と般舟院にもそれぞれ金五十疋と白銀一両を届けている。また六齋念仏へは以下の免許をあたえている

（史料7）

一、此度

仁光天皇様崩御ニ付、東山仍先例御焼香ニ参向仕候ニよつて其の村講中東山開祖上人之御由緒ニ仍六齋念仏之御供奉令申付候、尤金銀之太鼓四個鉦六挺、

空也上人が六齋念仏を始めた由緒により金銀の太鼓四個と鉦六挺にて参列するように指示したものであるが、これについては、参列した上鳥羽橋上六齋講に以下の史料が現在まで伝わっている。

（史料8）

定

一、洛西上鳥羽村六齋念佛導師、比度

仁孝天皇様崩御ニ付、来ル廿五日本山御焼香参向附随令御供奉申付依而如件、

本山極楽院（印）

院代

弘化三年三月十六日 春翁

上鳥羽村

念佛講中

差紙

念仏講中

上鳥羽村

(史料9)

(包紙)

「仁孝天皇様御燒香二付從本山

太鼓免狀

六斎惣代 甚兵衛殿江渡」

洛西上鳥羽橋上講六斎念佛用金銀太鼓免許之事

仁孝天皇様崩御二付、本山依先格於泉般両寺御燒香奉向供奉之徒二交六斎大導師執行依勤功永々令免許者也、以與文書之牒以印(印)為證仍執達如件、

干時弘化三年歲三月廿五日

我朝念仏宗祖一品本山

紫雲山光勝寺極樂院空也堂

紫賜上人 春翁（花押）

これらの史料によると、仁孝天皇の焼香式に参列したことににより金銀の焼香太鼓を許したこととなっている。金銀の太鼓とは焼香絵巻に出てくる胴に金菊紋を付けた金と銀の革を張った太鼓である。この菊紋の意味については

表1 仁孝天皇に参列した米子配下の末流（鉢屋）39名

国名	地名	人数	国名	地名	人数
伯耆	米子	3	丹後	加悦村	2
伯耆	日野郡	2	丹後	国分寺村	2
伯耆	川村郡	2	但馬	中野	2
伯耆	会見郡	3	但馬	伊佐	2
伯耆	藤入郡	2	但馬	藤井	2
石見	浜田郡	3	但馬	中の郷	1
出雲	雲神門郡	2	但馬	石井	1
但馬	馬森津	4	但馬	ふなこ	1
但馬	馬江地蔵	1	但馬	城下	1
丹後	後尻	2	但馬	鶴井	1
丹後	後宮津	5	丹後	後湊	2

表2 仁孝天皇三丹州末流請印帳の地名

国名	郡名	村名	国名	郡名	村名
丹後	加佐郡	油里村	但馬	城崎郡	田撫戸村
丹後	加佐郡	野村寺村	但馬	城崎郡	下鶴井村
丹後	加佐郡	平村	但馬	城崎郡	庄堺村
丹後	加佐郡	由良村	但馬	気多郡	石井村
丹後	与謝郡	栗田町	但馬	気多郡	藤井村
丹後	与謝郡	池谷	但馬	城崎郡	庄尾村
丹後	与謝郡	江尻	但馬	気多郡	中野郷村
丹後	与謝郡	国分寺	但馬	出石郡	出石下村
丹後	与謝郡	後野村	但馬	出石郡	中野郷村
丹後	与謝郡	大津村	但馬	出石郡	田島地村
丹後	熊野郡	湊村	但馬	出石郡	荒木村
丹後	熊野郡	久美浜	但馬	養父郡	伊佐村
但馬	城崎郡	気比村	但馬	養父郡	養父先村
但馬	城崎郡	森津村	但馬	朝来郡	梅与正野村
但馬	城崎郡	竹之浜	但馬	朝来郡	加都市場村
但馬	城崎郡	六地藏			

後述したい。問題は植木行宣が指摘しているように、郡の六歳念仏講にも仁孝天皇の焼香式に供奉した絵巻が伝来することである。植木は実はこの焼香式には、上鳥羽・上里以外にも講が参加し、それぞれが登場する複数の絵巻が作成されたとしている（10）。しかし、この次の孝明天皇の焼香式では二講に対する免状が記録されており、光格天皇の時も孝明天皇の時もそれぞれ泉涌寺と般舟院で奉納することが明記されているので、三つ以上の講が参列したとは考えられず、郡はあるいは他講に混じって参列したのかもしれない。



写真3 仁孝天皇焼香絵巻の上鳥羽橋上六齋念仏講



写真4 仁孝天皇焼香絵巻の末流（茶筌・鉢屋）

さて、この史料にはまた参列した末流の名前が書かれている。表1は空也堂の呼びかけにより参列した米子配下の末流の一覧である。米子のある伯耆国よりも丹後国の人数が多いのはなぜであろうか。全員で三九名であり絵巻の人数よりも少ない。実はこの史料の末尾に「仁光^(マユ)天皇崩御焼香二付三丹州末流上京仕候請印帳」という一覧が付されている。表2はそこに記された地名の一覧である。表1と村が重なるのは理解に苦しむ。おそらく、末流頭の伯耆国米子の卯三郎と柴次郎に招集を命じる一方で、空也堂自身も丹波国・丹後国・但馬国の末流に召集の回状を回したのではないかと思われる。いずれにせよ丹後国と但馬国が多く集められたことがわかるのである。

(3) 孝明天皇焼香絵巻

先 払	2人
↓	
金紋挾箱白丁四人	4人
↓	
従士十個	10人
↓	
宝物唐櫃付漆素襖 行列方	7人
↓	
前駆 大紋	7人
↓	
諸国散在末流鉢屋茶筵之党素袍五十人前駆四ツ門内江進正面右之方江着座	23人
↓	
行列方直垂	1人
↓	
走雑色 上鳥羽橋上講	2人
↓	
雑色十人金銀太鼓四鉦六 四ツ足門江進左右二立御焼香前無常証ヲ打六齋念仏修行 前駆於泉湧寺之努上鳥羽橋上講	10人
↓	
花籠素袍四人 御法事堂前左右二立 歎喜踊躍念仏中振之花ヲ散ス諸国本派 当番之者勤之 輪番出雲国中末派	5人
↓	
内者素袍二人 替傘素袍二人	4人
↓	
鹿角侍従錦袋奏紋付者東福門院様御寄付黒素絹浅黄指貫	9人
↓	
寺中黒素絹浅黄指貫宋長柄者晴雨共途中開キ差掛ル 付添素袍一人長柄白丁二人 西岸庵代本間藏人 正徳庵代小田権之佑 金光庵代太田弥阿弥 徳勝庵代小野阿弥 寿松庵代秋元景阿弥 利清庵代藤田幸阿弥東之坊代江府門下総代清水庵院阿弥馬風 南之坊代丸道長之丞	24人
↓	
金銀錘 絹浅黄指貫江府法頭親阿弥 洛陽法頭方阿弥	2人
↓	
柄香が 黒素絹 浪花講	6人
↓	
従僧二人 法衣如図前駆	2人
↓	
守坊白丁6人	6人
↓	
院代金襴九条袈裟紫衣 付漆布衣三人 宋長柄白丁二人	5人
↓	
当山役者紫奏紋白五条袈裟	1人
↓	
後住定齋如図ニシテ泉殿向寺ニ於テ踊躍念仏務之	2人
↓	
小童子狩衣紫指貫観音勢至種字金札首二掛	2人
↓	
貫主 空忍麒麟杖策団扇左右二持 加茂明神之鯉口ヲ首掛 高祖上人御所持之瓢修大籠二付奏紋御付錦袋二人後二 高黒浄衣木蘭五条袈裟着草履二而昇殿奉焼香三拜階下二而虎皮曲膝二懸リ表白祭文六時名号ヲ唱次に歎喜踊躍念仏修業	17人
↓	
香持 御焼香和濟泉湧寺於玄園門前草履と解香に履袴客殿江進	1人
↓	
従僧 水箆持 居箱持	2人
↓	
当山法務奉行 狩衣	1人
↓	
花籠素袍四人 出雲国末流勤之	4人
↓	
東福門院様拜領之銀造之御茶弁当	2人
↓	
曲録興虎敷物 白丁	5人
↓	
走雑色二人 六齋講 吉祥院村	2人
↓	
雑色十人六齋講吉祥院村法式如前般舟院務之	10人
↓	
諸国本派素袍法式如前四足門正面左ノ方ニ着座五十人	28人
↓	
行列方直垂	1人
↓	
金紋挾箱白丁四人	4人
↓	
当山家司大紋着用 惣奉行	3人
↓	
挾箱	11人
↓	
後押二人	2人

計218人

図3 孝明天皇焼香絵巻

図3は、その次の孝明天皇崩御の際の絵巻の詞書を抜き出して並べたものである。仁孝天皇時より更に増えて二一八人が描かれている。末流は上人の前後の五人描かれているが、詞書では五十人ずつ百名があつたことになっている。他に歎喜踊躍念仏の時に花籠を振る末流が上人の前後五人ずつ計十人参列している。これは輪番で出雲国の末流があたるとしているが、この花籠は前の仁孝天皇の時も光格天皇の時にも描かれていない。六齋念仏は上鳥羽橋上講と吉祥院講が担当している。吉祥院講の詞書に「般舟院務之」とあるので、光格天皇の時のように、泉涌寺と般舟院で分担したのかもしれない。その他黒素絹で「浪花講」が参列している。これは「秘事法門」の者で、

空也聖の近世く近代における変容について — 空也堂と六齋念仏講を中心に — 菅根 幸裕 一七

近代に入るとさらに空也堂との関係を緊密化していく。また「江府門下」も参列している。これはいわゆる「関東空也衆」と呼ばれるもので、その実態は江戸にできた歓喜踊躍念仏を媒体とするサロンのなもので、空也堂と本末の關係にあった。この「浪花講」と「江府門下」は仁孝天皇焼香時にはなかったもので、空也堂が鉢屋・茶筌・六斎念仏講に加え新しく末流を開拓したもののか、浪花講や江府門下のほうから空也堂に本山を依頼したものであろう。この繪卷は天皇・朝廷權威に基づくものであるが、將軍權威も混在していると考えて良い。

この繪卷には「慶應二年寅十二月ヨリ 孝明天皇御焼香記 極樂院役寮」という記録が付いている。以下その内容から末流と六斎念仏に関する記述を紹介してみたい。

(史料10)

備中国末流江触書控

備中国西組

惣末流

同 東組

惣末流

此度就 主上崩御、本山先例を以御焼香相勤候、仍先祖を血脈連綿いたし不正之筋目にも無之末流之者ハ右御焼香之供奉ニ召連候条素袍并二帯刀持参米月十日迄ニ上京可致候、

附リ 去寅年上納仏供米料取集メ在々之分ハ上京之者へ為持上納可致事、

右之趣可相触もの也、

本山

極楽院役所

備中板倉宿矢掛宿問屋江遣シ候書面

一、一筆啓上致候、弥御安泰珍重之御事ニ御座候、然者此度 主上崩御ニ付未流江御用申達度役所之者可罷下
之処急御用ニ付先触を以御用申遣シ候間、此状無滯末流共へ達方之儀取扱方御入魂申入候、右之段可得御意
如此御座候、已上、

正月

京都本山

禁裏御内

極楽院

役所

板倉宿問屋

役人中

矢掛宿問屋

役人中

三丹州江廻達之覚

鴨野村 加都市場方菅村迄 出石下村方豊岡迄 六地藏方湊宮村迄 宮津方湊村迄 田辺方栗田迄

一、此度就 大行天皇崩御当山先例之通御焼香相勤候様被仰付、依之三丹州所々ニ住居罷在候末流共上京いた
し御焼香之供奉相勤候様申付度出役可差遣之處、差懸り御用多ニ付及通達候間、此状達し次第早々末流共

御呼出し書面之趣御申聞可被下候様御願申入候、右上京日限之儀者二月十日方十二日迄ニ罷登り候様御申渡可給候、以上、

但此廻状承知印形之上村町順次二昼夜共少し茂無滞刻付相改早々御廻し可被下候、廻留る末流共へ御渡シ本山江差登候様堅御申付可被下候、以上、

この時点で空也堂は焼香を仰せ付けられてはいない。許可されることを見越しての廻状であろう。

空也堂は、一方で山陽もしくは山陰の末流の頭に参列の書状を出し、一方で近場の丹波国・丹後国・但馬国の末流(茶筌・鉢屋)には別に廻状を出して参列を即している。前者の場合、仁孝天皇の時は伯耆国米子の鉢屋頭で、今回は備中国の茶筌の頭であった。一方で絵巻の花籠の役として「輪番出雲国中末流」となっているが、これは仁孝天皇の時には存在しない。空也堂が新しく取り入れ、出雲国の末流に個別に依頼したものである。

そして光格天皇・仁孝天皇の時と同じく、奉行所に願出て、その上で凶事伝奏と法事奉行に焼香の許可を求めている。白銀三両を坊城家御雑衆に、白銀二両を御添役に渡していること、泉涌寺と般舟院にそれぞれ金五十疋と白銀一両を渡している。

ただし、今回は行列の規模を大きくしたためか、空也堂自身が経済的に苦しくなり、以下の様な書状をだしている。

(史料11)

一、此度 大行天皇崩御当山先例を以泉般両寺御焼香歡喜踊躍念仏修行仕候、法要具金銀ノニ瓢追々古物ニ相成候ニ付今般金銀箔押修復仕候処、当節柄之儀諸色高直ニ而、都而之物入多分ニ相懸り、無祿無檀寺之難及自力、依之近頃申上げ兼候得とも御両家御先祖代々別而当山江安置守護仕、北三井 崇清泰門近事、南三井 高誉台 峨宗邦居士 英誉邦室寿問善尼、為追福前件金銀二瓢之箔押入用之分御寄附被成下度奉希候、何卒宜敷御取扱を以御寄附御叶被下候様御執次之程御頼申入候、以上、

慶應三年卯正月

北三井 様

南三井 様

御執中

この依頼により、北三井家からは金瓢修復費として金五百疋、南三井家からは銀瓢修復費として金三百疋が寄付された。また、思ったほど末流が集まらなかったのか人足を募っている。



写真5 孝明天皇焼香絵巻の吉祥院六齋念仏



写真6 孝明天皇焼香絵巻の末流(茶筌・鉢屋)

禁裏御用

極楽院空也堂

役者

(史料12)

一、御焼香参向ニ付当日供廻り人足多人数入用ニ付、時節柄ニ而甚困入候処、江戸新門辰五郎京都消防役も勤候者之抱人三番組万吉与申者当山江御出入いたし候ニ付同人江相談シ頭辰五郎江入魂致呉候様相頼人足賃錢を以抱人之内借り受度段頼入候處、右辰五郎当山之寺格御由緒を深ク信仰シ、貧寺之程察し無賃ニ而如何程之人数たり共不残寄附可仕旨俸辰之助を以御答ニ参り、即御当日人数三百余人之内雇人足百拾七人皆奉納いたし御焼香無滞相済候、仍之当山御焼香之記録ニ残シ置候もの也、

つまり人手不足を京都消防組の万吉に相談したところ、江戸の俠客で町火消の頭でもあった新門辰五郎へ人足の賃貸を頼んでもらうこととなった。新門辰五郎は徳川慶喜の信任が厚く、慶喜に従い大勢の部下とともに上京していた。相談を受けた辰五郎は、空也堂の寺格と由緒を深く崇拜し、かつ貧しい寺でもあることから配下三〇〇人のうちから一七名を無償提供したのである。これが大変奇特であるというので、焼香式当日は泉涌寺から般若院に移動の際空也堂で休むのが通例であったが、今回に限り河原町三条上ルにあった辰五郎の居宅で休息することになった。

さて六斎念仏であるが以下の記述がなされている

(史料13)

一、此度御焼香番ニ付先例之通六斎念仏修行吉祥院講中江順番申付候、尤北西東条方出勤いたし候、

取締役 西条 源蔵

吉祥院講六斎念仏御回向之儀ハ般舟院ニ而修行候也、但シ雑色着用、

走雑色式人 鉦八人 太鼓四人 世話役八人 長持

(史料14)

一、此度御焼香ニ付六斎念仏修行上鳥羽橋上講弘化度御先例も御座候ニ付此度も当村江被仰付度願出候ニ付任願出勤為致候、

取締役 善四郎

上鳥羽村六斎念仏御回向之儀ハ泉涌寺ニ而修行候也

但シ雑色着用

走雑色式人 鉦八人 太鼓四人 世話役六人 長持式人

(史料13)と(史料14)を比較してみたい。まず、吉祥院村講は般舟院で、上鳥羽橋上講は泉涌寺で別々に六斎念仏を修行していたことがわかる。次に上鳥羽橋上講は自ら焼香式に参列させて欲しいと願っているのに対し、吉祥院村は順番であるから申し付けるとしている、実は吉祥院村からは次のような返事が来ている。

(史料15)

前文御免可被下候、然者此度天子様崩御ニ付本山方六斎念仏当村江仰付被成講中一統談合仕候處、先一組丈申請候義此旨書面以申上候、猶又他一組之処外ニ而御承引成下候様頼入候、万一外村にて不相成候節ハ当村にて申請候間又々談合申上度候、先者右之段御返事致候者也、以上、

卯式月十六日

吉祥院村

惣若中

本山空也堂

空也堂は孝明天皇焼香式の六斎念仏を吉祥院村のみに命じたが、吉祥院村で話し合いの結果北東西の講のうち一組だけ出すことにしたというものである。上鳥羽の積極的な参加意欲とは反対に、仕方なく参加する態度が見て取

れる。

一方、上鳥羽橋上六齋念佛講には、この時空也堂から出された以下の免状が伝来する。

(史料16)

金銀太鞆 四ツ

一、雑色着用之事

右

孝明天皇御法會六齋念佛修行仍其功令免許候、以印(印)為證如件、

空也上人八十三世

慶応三年卯二月十七日 賜紫空忍上人義信

(印)

六齋大導師

上鳥羽橋上講

すなわち、雑色着用と金銀の太鼓の使用を許可するというものである。

以上が三巻に見る末流と六齋念佛講の内容である。まず、焼香式の費用は末流によるものであること、山陰山陽に広く散在する末流に対して、空也堂は地区を分けて参列を命じていること、ただし丹波国・丹後国・但馬国の末流(鉢屋)には毎回参列者を募っている。彼らは素袍を着し帯刀して供奉したが、その費用は自己負担であった。六齋念佛講は空也堂配下から二つの講が参加し、一講は泉涌寺で一講は般舟院で奉納することになっていた。この時雑色着用と金銀の菊紋付き太鼓の使用を許可された。孝明天皇の焼香式には「大坂講中」と「江府門下」が加わり、空也堂は、幕末期に大坂と江戸に門下を設けたと考える。実際空也堂には「江戸門下帳」が残っており、これが、

歓喜踊躍念仏をサロンとして楽しむ「関東空也衆」として近代に入り数を増やしていくことになるのである(11)。

(4) 近代の焼香式

衆知のように、近代に入ると神道が国教化されていく。その中で天皇及び皇族の葬儀も神式となっていた。例えば明治三〇年(二八九七)一月十一日に他界した英照皇太后の葬儀は、二月七日泉涌寺で神葬祭で行われた。(12) この時の詳しい焼香式の記録は空也堂には伝わっていないが、焼香式の配置図が残っている。それによると総供奉員は三八四人にのぼり、末流は六〇名、六齋念仏は百名に及んだという。すなわち、上鳥羽・吉祥院・郡・焰魔堂・川島・桂・中島・石島の八つもの講が参列していたのである。(写真7)

明治四五年(一九一二)七月三十日に崩御した明治天皇の時はどうかであろうか。空也堂にはこの時の焼香式の記録はない。上鳥羽橋上講文書には

(史料17)

上鳥羽橋上

六齋徒

一、今般

(印) 明治天皇

御焼香式供事参向式服着用焼香太鼓勸修免之、

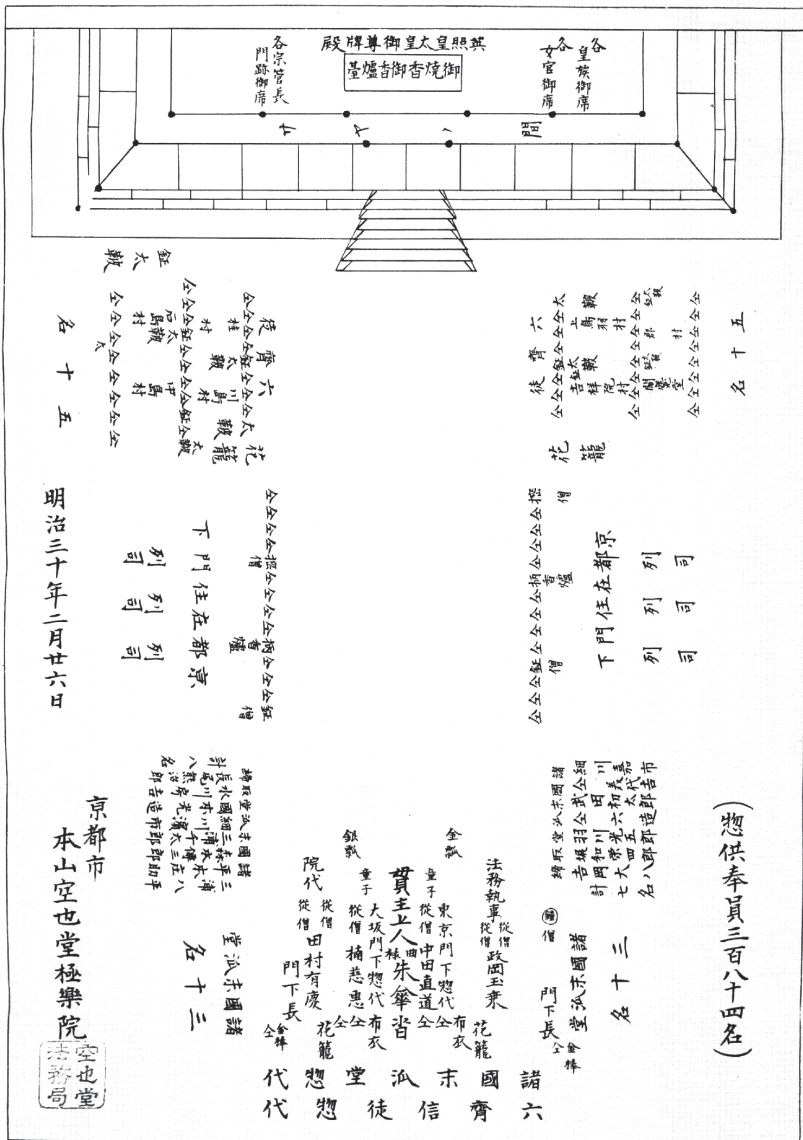
干時大正元年十一月廿九日

旧禁裏御内 極楽院(印)

とあり、また、旧末流の加藤家にも

空也聖の近世く近代における変容について — 空也堂と六齋念仏講を中心に —

英照皇太后燒香式配置図



千葉經濟論叢 第64号

(惣供奉員三百八十四名)

- 市野造六郎 川島初吉 嘉永寺 八坂造 名 三十一名
- 諸國氏武家會社 門下長官
- 法務執事 從價 政因玉乘 花籠 有衣
- 全數 東京門下惣代 中田直道 全 貴主人 林朱傘 咨 大坂門下惣代 布衣 從價 楠慈惠 全 從價 田村有慶 花籠 從價 門下長官 全

- 諸國氏武家會社 門下長官
- 法務執事 從價 政因玉乘 花籠 有衣
- 全數 東京門下惣代 中田直道 全 貴主人 林朱傘 咨 大坂門下惣代 布衣 從價 楠慈惠 全 從價 田村有慶 花籠 從價 門下長官 全
- 諸國氏武家會社 門下長官
- 法務執事 從價 政因玉乘 花籠 有衣
- 全數 東京門下惣代 中田直道 全 貴主人 林朱傘 咨 大坂門下惣代 布衣 從價 楠慈惠 全 從價 田村有慶 花籠 從價 門下長官 全

- 轉取堂 赤國 諸 長水國 三森平三 津島川 赤川 十傳八 八坂 芳光 濱次 三庄八 名 卽吉造 市野野郎 平
- 堂 赤國 諸 名 十三

明治三十年二月廿六日

下門住 在 都 京

列 列 列 列

京都市 本山空也堂極樂院

空也堂 法務局

写真7 英照皇太后燒香式參列図 (京都市空也堂藏)

(史料18)

出雲国八束郡

式服着用 加藤庫右衛門

右今般

明治天皇

御焼香式参向相連参拜随従免之以印(印)為証仍而如件、

干時大正元年十一月廿九日

旧禁裏御内 極楽院

八十五世賜紫上人空如

とあるので、十一月二十九日に焼香式が行われたことは間違いない。旧末流の加藤家には明治天皇崩御の時の焼香絵巻が伝わっており、その最後に以下の文言がある。

(史料19)

大正元年暗雲たちこもりて明治の聖帝崩御の報つたわるや貴賤道俗なげき悲しむ、すなわち大正元年拾一月廿九日先例にしたかいて以大儀つとめたてまつる事になりぬ、六百の供奉員は大導師空如上人に随ひ本山より列をなし散華音楽もをこそかに市中を進み宸殿に到りて上人士足昇殿の式を修し奉りぬ、高位高官の参拝堂に満ちさかんなる事言に限りなし、是も先例に従い諸国に居住せる門下諸士上洛して供奉につらなるもの四百名、大紋を着し列に交はりぬ、式終りて桃山御陵に詣で御陵内似て長官の先導にて陵前に進み礼拝し奉りぬ、

空也堂上人は六〇〇名もの供を引き連れ、般若院宸殿で土足による焼香をしたこと、高位高官の者が参拝していたという。諸国にいる門下も上洛して供奉するもの四〇〇名に及び大紋を着て列に加わったというものである。英

照皇太后の時が三八四名が供奉したことを考えれば、六〇〇名というのは考えられなくもないが、空也堂側に記録が無く何ともいえない。

そこで参考になるのが次の空也堂の六斎念仏関係の史料である

(史料20)

回 章

今般

明治天皇御焼香式大御法要先例之通相動候ニ就而者六斎念仏参列之要領ニ付御供奉致度候間、乍御苦勞万障繰合せ各村之六斎講惣代名御出席被下度候様回章ヲ以テ此段御廻致申上候也、

集会当日及時間

来ル九月五日午後一時

本回章御一覽之上ハ記名御捺印被下度候、

大正元年八月廿九日

本山空也堂

極楽院法務局(印)

六斎講世話係御中

次第不同

紫竹大門村

岡本駒吉(印)

大宮村字紫竹町

野瀬幸太郎(印)

閻魔堂村

六軒町一条上ル

坂倉文吉(印)

上嵯峨村觀空寺講

惣代 山口久兵衛(印)

下嵯峨村

生田村

東榮太郎(印)

石田伊之佑(印)

北村甚太郎(印)

高田村

梅津村

松本清八(印)

郡村

内藤音松(印)

広田利左衛門(印)

林 万吉(印)

壬生村

平塚竹之助(印)

黒田清吉(印)

田中音吉(印)

中堂寺村

塩見栄太郎(印)

松田豊次郎(印)

秋田 馬吉(印)

西九条村

東九条村

清水甚兵衛(印)

河原駒次郎(印)

泉川伝次郎(印)

東九条下町

松井三之助(印)

浅田藤吉(印)

藪田丑之助(印)

西竹田村

山内岩次郎(印)

東竹田村

大西万吉(印)

大西市松(印)

高木徳右衛門(印)

奈良屋町

長谷川卯之助(印)

船人町

竹生七郎兵衛(印)

上鳥羽村橋上

中村定二郎(印)

中澤茂兵衛(印)

佐々木駒元(印)

中村定次郎(印)

上鳥羽村橋下

中川竹次郎(印)

田中秀次郎(印)

上鳥羽村地藏前

諏訪辰之介（印）

高橋安太郎（印）

前田弥三郎（印）

吉祥院村東

山崎七之助（印）

山下友次郎（印）

吉祥院村西

太田茂兵衛（印）

石原卯之助（印）

吉祥院村北

山下萬治郎（印）

山下友二郎（印）

加藤栄吉（印）

吉祥院村南

和田政吉（印）

山中弥三郎（印）

増田弥兵衛（印）

石島村上之町

石原弥四郎（印）

石島村下之町

長谷川末吉（印）

吉祥院新田

桂 隆二郎（印）

大藪村

西井 直次郎（印）

上久世村

小西幸太郎（印）

中久世村

下久世村

牛ヶ瀬村

飯村藤三郎(印)

下津林村

清水宇三郎(印)

桂村

高橋勘七郎(印)

川島村

井上喜三郎(印)

上里村

金谷金二郎(印)

小塩村

西村政五郎(印)

西院村

長谷川瀬平(印)

伏見田町

小笹利助(印)

伏見七瀬川村

伏見蓮池町

佐古村

佐山村

一之坂村

太秦村字市川

太秦村市太秦

新神足村字開田

小森 常市

中路千太郎

丸岡澤次郎

大原野村字石作上灰方

小林孫左衛門

奥村松三郎(印)

長尾政吉(印)

明治天皇御法要ニ付惣代を選定し各村ヲ代表シ御焼香太鼓ノ訳ヲ勤ル事ニ決定し互選ノ結果左ノ点数ニ依り上鳥羽村橋上ニ撰定、

- | | | |
|---|--------|-----|
| 一 | 上鳥羽村橋上 | 十六票 |
| 二 | 郡村 | 三票 |
| 三 | 上里村 | 三票 |
| 四 | 焰魔堂村 | 二票 |
| 五 | 吉祥院村南条 | 一票 |
| 六 | 同 北条 | ○票 |
| 七 | 石島村 | ○票 |
| 八 | 紫竹大門村 | ○ |
| 九 | 西竹田村 | |

以下不参ニ付又ハ当撰スルモ惣代辞退ニ付互選ニ加ヘズ

すなわち空也堂は、配下の四四の六齋念仏講を招集し、明治天皇の焼香式に参列する講を協議して決めようとしたが、集まったのは半数に満たない講で、互選の結果上鳥羽村橋上講が参列することになったというものである。

英照皇太后の時には八つもの講から百名もが参列したのに対し、明治天皇の時はなぜ一つの講にしたのであろうか。その後の空也堂には焼香式の記録はなぜか伝わっていない。ただし、上鳥羽橋上六齋講には、空也堂から、大正三年（一九一四）の昭憲皇太后、昭和二年（一九二七）の大正天皇、昭和六年（一九五一）の貞明皇后の出仕を申し付ける免状が残っているので、貞明皇后の時が最後であろう。貞明皇后の時には「貞明皇后尊儀恩焼香式供奉参列申付候事 昭和二十六年十月二十日 本山空也堂極楽院」という書状が与えられていることから、このあたりまでは空也堂と六齋念仏講に本末の意識があったものと思われる。ちなみに平成元年の昭和天皇崩御の際は焼香式もなく六齋念仏も末流も集まらなかった。

4 近代における空也堂と六齋念仏講

筆者はすでに「近世く近代の六歳念仏の本末組織関する一考察く上鳥羽橋上鉦講と空也堂極楽院の史料からく」で近代における空也堂の六齋念仏講の掌握について若干の分析を試みたことがある（13）。その中で、空也堂が明治一六年（一八八三）に六齋念仏を配下に置く願書を京都府知事出していたこと、また明治二十年（一八八七）には、芸能化した六齋念仏を本来の念仏に戻し鑑札を発行する旨を同じく京都府知事に届けていることを紹介した。

本論では、実際に空也堂の六齋念仏講支配はどのようなものであったのかをみてみたい。

まず明治一六年（一八八三）の八月の「各村順行登山控」には、吉祥院西条・吉祥院北条・吉祥院東条・上鳥羽橋浦・上鳥羽橋上・上鳥羽地蔵前・上久世・石島下之町・西九条・東九条・中堂寺・西竹田の一二の講が上がっており、空也堂が再興願を出した時に配下にあったのはまずこの一二講であったと考えるが、同じく空也堂所蔵の明治一七年「六齋念仏収納録」には四五もの講が記されており、一年間で多数の六齋念仏講が空也堂から鑑札を求めたことがわかる。ところがこれらの講はすぐに空也堂を離れてしまうのである。

明治二一年（一八八八）七月、空也堂は以下の願書を京都府知事に出している。

（史料 21）

（前略）格別ノ由緒アル当山ニ付、明治八年京都府ニ於テ右由緒アル当山ノ相統方ヲ御酌量被下置為御助成京都市中一般ノ人民ヘ対シ当山ヨリ有志米袋（開山御供）町毎総代エ依頼シ右町総代ヨリ取集メ、例年当山ヘ寄付相成件御認可ト相成、且一新以來明治十三年迄ハ僧侶ニ於テ全国一般托鉢不相成御規則ニ当山ハ右托鉢明治六年ヨリ特別御認可ト相成、右ノ御助成被下置難在相統罷在候、然ニ右六齋ノ修行為ス村々ハ当山ノ徒弟ト相成例年八月盂蘭盆ハ精霊祭ニ付修行為六齋ニシテ仏祭施主ヨリ有志ノ布施ヲ申請修行ナス、六齋念仏を遊芸等ニ準スルモノニ非ズ、右執行候ニ付テハ、例年当山ヘ申出右当山ノ承諾印鑑ヲ得テ修行仕來候者ニシテ右六齋ノ徒弟タル村々ハ凡百ヶ村余モ之有、他宗寺院ニ於テハ末寺或ハ檀家トモ称スヘキ者ニ有之、然ルニ遊芸監察ヲ受右六齋念仏修行ナルトキハ当山関係モ離別ト相成、右六齋執行ノ際収納スルモノニ限ラズ、其他収納モノニ差置キ分以当山維持方ニ大困難ハ申ニ及ハス、開祖上人ノ御由緒アル仏祭ノ六齋念仏遊芸等ニ陥リ、法義ニテ嘆息ノ条々萬々御賢察被成下願クハ既往之通り当山ニ於テ総テ取締仕度候ニ付郡区御役所ヨリ右六齋念仏ノ徒エ芸人御鑑札御下付相成候義ヲ何卒特別之御詮議ヲ以テ当山ヘ従前ノ通取締方御許容被成下置候様此段状ヲ以テ奉懇願候也、

明治廿一年七月廿四日

右寺住職

葛原定慶（印）

下京区第十七組下味金仏町三十七番戸

信徒総代 秦 林親（印）

上京区第十七組奎御門町三番戸

京都府知事

北垣国道 殿

(傍線筆者)

上京区第十八組中書町十八番戸

々々 河合兼松 (印)

々々 井口久作 (印)

すなわち、それまでは六斎念仏講は空也堂から鑑札をもらって八月の盂蘭盆に念仏を修行していたものが、近年になって、開祖上人の恩を忘れ遊芸の徒と化し、空也堂ではなく郡区役所から芸人鑑札をもらって興行するようになってしまった。これでは六斎念仏講から鑑札代が入らず、寺院の維持が困難となったので、もとのとおり空也堂から鑑札を受けるようにとりはからってもらいたいというものである。この時点で、天皇焼香式に列する名誉を忘れ、郡区役所から演劇の鑑札を得て、芸能化した六斎念仏を見せる講が増えていたものと思われる。傍線部のように、この時空也堂は堂宇が老朽化していたが、六斎念仏からの収入が途絶え、困窮を極めていた。そこで六斎念仏の再構成を図ったのである。

(史料22)

六斎念仏勸進願

下京区第貳組亀屋町

空也堂極楽院

一、当山境内什物庫已ニ大破ニ及び是迄屢々修繕ヲ加へ来リ候処最早風雨ノタメ保存成カタク相成、何分無禄無檀ノ貧寺ニシテ甚資材ニ困却罷在候、依而庫修繕ノ為当山宗風ノ六斎念仏ヲ以テ本年盂蘭盆会則本月十五日ヨリ九月五日迄向十ヶ年間右ノ日数間ヲ例年当山六斎念仏ヲ以テ先般発布ノ勸進規則ニ倣ヒ、右六斎念仏修行シテ勸進仕度

候ニ付テハ道路御規則ヲ相守リ精々注意仕、別紙雛形ノ如キ印鑑ヲ本山ヨリ本末ヲ証スルタメ追々携帯為致候間、
何卒特別之御詮議ヲ以テ速ニ御許可被成下候様奉願候也、

明治二十一年八月九日

右寺住職

葛原定慶(印)

下京区第十七組下味金仏町三十七番戸

信徒総代 秦 林親(印)

上京区第十七組本御門町三番戸

々 井口久作(印)

上京区第十八組中書町十八番戸

々 河合兼松(印)

京都府知事

北垣国道 殿

予算書

一、金百四拾三圓 左官手間

一、金六拾圓 材木代

一、金五拾六圓 大工手間

一、金三拾圓 瓦手間共

一、金貳拾八圓 手伝手間

一、金七圓

色付釘金物

一、金四圓

屋根屋

金三百式拾八圓

右之金額ハ六齋信者ヨリ助力集財以テ支弁致候也、

すなわち、什物庫が大破しているが「無祿無檀ノ貧寺」であるため金策がなく、かつて配下であった六齋念仏講に鑑札（印鑑）を与え、その代金で充当するようにしたいというものである。（史料21）（史料22）とも、当時の空也堂の困窮とそれを六齋念仏講を配下に置くことで打開しようとする姿がみてとれる。こうして、再び六齋念仏の掌握に乗り出した空也堂だが、このような貧しい寺院が三〇〇人を超す焼香式を挙行できたのはなぜであろうか。「六齋念仏収納録」によれば、確かに明治十七（一八八四）年に四五あった講は、明治一八（一八九二）年には二九となり、願書が出された明治二十（一八八七）年にはわずか三となってしまう。京都府知事から鑑札下付の許可が出てからは明治二十一年には二三に復活し、二十二年には二六になったものの再び減少し、明治二七（一八九四）年には再び三になってしまう。明治三〇（一八九七）年に九に一三に増えるのは英照皇太后の焼香式への参列をこぞって希望したものであろう。明治二二年の「講中名簿」には、宇治町巽・中堂寺・東九条・吉祥院南条・伏見奈良屋町・上久世・宇治一ノ坂・壬生・梅津・牛ヶ瀬・桂地藏前・嵯峨野生田・吉祥院西条・川島・久世村北ノ条・中島・大藪・上鳥羽橋上・西院桂・下津林・西九条の二三講が記されているので、これらの講は空也堂の呼びかけに応じたものと思われる。

一方で鑑札の下付願いもいくつかの講から出されている。

（史料23）

暑氣難凌候處、御貴寺殿御壯健被遊御座奉慶敬賀候、陳者六齋之事毎々御世話二相成難有仕合ニ存候、然ル六

齋出齋之儀棟梁三名程死亡之後本日迄廢崩致候處、他村六齋出発之趣ニ因テ弊村モ再興出発セント欲す、示談之處貴寺之免許鑑札者如何程ニ成シテ御下附免セラル哉、何卒委細面談人ニ御託ス被下度、此段御願申上候、

明治二十二年八月十二日

愛宕郡

深泥池村

六齋中ヨリ

本山空也堂 御中

明治二二（一八八九）年といえ、空也堂の呼びかけて各六齋念仏講が配下に入り始めたころである。深泥池も六齋念仏講を再構成したいが、鑑札代はいくらかと尋ねたものである。『六齋念仏講取納録』によると、深泥池の講は、明治一七年に十枚、翌十八年に一五枚の鑑札を下付しているがその後途絶えたままで、大正八（一九一九）年まで一回も下付していない。結局再興しなかったのである。

（史料24）

鑑札御下附願

京都府下愛宕郡下加茂村東組

六齋念仏講

一、当村儀年来御本山六齋念仏講ニ御座候處、暫之内中絶致居候ニ付、今般再興仕度候間鑑札御下附被成下度此段奉請願候也、

明治廿二年八月

右六齋念仏講取締

愛宕郡下鴨村九十九番地

恩庄房吉（印）

空也聖の近世く近代における変容について — 空也堂と六齋念仏講を中心に —

菅根 幸 裕 三九

同郡同村五十五番地

竹本善之助(印)

本山空也堂極楽院

上人葛原定慶殿

下鴨東組は『六斎念仏収納録』によると、明治一八(一八八五)年に一度だけ鑑札を授けている。このように、次々と再興にもなう鑑札の下附願いが出されるのだが、そのピークが明治三十(一八九七)年である焔魔堂・河原町・大宮・紫竹の各講からの下附願が伝わっている。以後下附願いは散発的に出されている。不思議なことに焔魔堂講は明治三十年一月に行われた英照皇太后の焼香式に参列しているのである。それにもかかわらず八月に再興願が出ているのになぜであろうか。

以上、空也堂と六斎念仏講の近代における関係をみてきた。空也堂としては明治十六(一八八三)年に六斎念仏の再興を許され四五もの六斎念仏講を配下に置き鑑札料をとっていたものの、やがてほとんどの講が芸能に走り、空也堂ではなく自治体から演劇の鑑札を貰うようになってしまった。鑑札料が入らず困窮した空也堂は再び六斎念仏講を配下に置くことを企画したが、以前ほど講は集まらなかつた。むしろ空也堂の地蔵盆に各六斎念仏講が結集し芸能を披露することが多くなつたと伝えられている。

(史料25)

感謝状

当山恒例地蔵盆、際シ六斎念仏儀奉納相成感謝ニ不耐右茲ニ謝意ヲ表ス

昭和廿七年八月廿三日

大本山空也堂極楽院(印)

このように、六齋念仏を客として取扱ひ、演じてくれたことに謝意を延べているのである。ここには明治期にみられた空也堂と六齋念仏講の本末は存在せず、むしろ立場は逆転しているのである。現在は、毎年十一月に空也堂で行われる空也忌には、一応かつて配下にあった六齋念仏講のどこかが奉納することになっている。

5 菊紋をめぐる考察

植木行宣は、六歳念仏の中での「焼香太鼓」と焼香式との関連にふれているが(14)、筆者は、焼香太鼓を特別視する理由はやはり、歴代天皇の焼香式に帰結すると考えている。たとえば(史料9)及び(史料15)にみられる上鳥羽橋上講に対する焼香式参列の免状には「洛西上鳥羽橋上講六齋念佛用金銀太鼓免許之事」とあり、金銀の太鼓の使用に関しては「許可」を与えているのである。筆者はこの金銀太鼓に付された菊紋に意味があるのではないかと考えている。恐れ多くも菊御紋を付した太鼓だから特別に使用を許可するということである。

この菊紋について史料をみてみたい。

明治元(一八六八)年三月二十八日、政府は以下のように菊紋の濫用を禁じた。

(史料26)

一、提燈又ハ陶器其外売物等ニ御紋ヲ書キ候事共如何ノ儀ニ候以来右之類 御紋ヲ私ニ附ケ候事屹度可禁

止旨被 仰出候事、(太政官布告第百九十五)(15)

また、翌明治二(一八六九)年八月二十五日には

(史料27)

社寺ニテ是迄菊御紋用ヒ来ル者不少候處、今般御改正相成社ハ伊勢八幡上下加茂等寺ハ泉涌寺般舟院等之外
ハ一切被差止候旨被 仰出候事、

但格別由緒有之社寺ハ由緒書ヲ以テ可伺出候事、(明治元年三月二十八日 太政官布告第八百三)(16)
すなわち六斎念仏の焼香太鼓はもちろん空也堂の什物の菊紋も制限の対象となった。それに対し、空也堂は以下
の願書を出している。

(史料28)

乍恐口上書

一 当山開基空也上人与奉申ハ、忝茂醍醐天皇第二之宮被為候御祖師ニ而、則菊御紋者開基上人御自紋ニ而御在
世之砌方寺格ニ而用來候處、御尊牌奉守護候御由緒を以在來通相用候様 御免許被成候様奉願上候、何卒格別
之御慈悲を以願通御聞濟被成下候ハハ難有仕合ニ存候、以上、

明治二年九月

本山空也堂

極楽院役者 西岸庵

京都

御政府

すなわち、菊紋は醍醐天皇の皇子である空也上人以来の使用であるから、特別に使用させて欲しいというもので
ある。このような状態で菊紋を媒介とした空也堂と六斎念仏の関係は成立するのであろうか。しかも、明治六年
(一八七三)には、六斎念仏が禁止されているのである。

その菊紋であるが明治十二(一八七九)年に以下の達が出た。

(史料29)

一般社寺ニ於テ菊御紋相用候儀不相成旨明治二年八月布告ノ趣モ候處、右布告前、神殿・佛堂ニ粧飾シタル分ニ
限り其儘存シ置苦シカラス候、此旨相達候事明治十二年五月二十日 太政官達第二十三号)(17)

すなわち一般社寺でも菊紋を使用することができるようになったのである。ただしそれはあくまで社寺内のことである。焼香太鼓の菊紋はどうなったのであろうか

(史料30)

本山空也堂

廻状

西院村ヨリ

円明寺村迄

(前略)

一、是迄菊御紋章附挑灯長持等相用來候講中有之処、先般菊御紋付相用候儀御差留被、仰出候ニ付其段本山より相達置候処、猶又再度御沙汰之趣有之候条、菊御紋附類者不寄何品ニ一切取用候儀不相成之段為念令達候、若心得違之もの有之ニおいてハ御政府江何候上急度可及沙汰候、

但本山印附挑灯相用度講中者、其段本江山江可願出、窺中仮りニ相用候御紋所合印可差免もの也、

未七月三日 本山空也堂(印)

この史料は年号を欠くが、六斎念仏での、挑灯と長持に菊紋を付けることを禁じたものである。ただし、空也堂の菊紋付き挑灯を用いたい講があればこれを免ずるといふものである。この時点ですでに空也堂は菊紋を特別に使用したのであるし、その使用の権限を講に与えていたものと考えてよからう。すなわち、空也堂配下になれば菊紋を使用でき、特に金銀焼香太鼓を使うことができる、としたものである。

上鳥羽橋上六斎鉦講史料に以下のものがある。

(史料31)

紀伊郡上鳥羽村橋上

先格 大導師 六齋念佛講

(印)

今般

英照皇太后 尊儀御焼香式供奉申付候二付、金銀菊御紋章

太鼓四個差許候事、

但本文御太鼓ハ本山ノ許可ヲ受ルニアラサレハ支用スル事ヲ禁ス、

明治三十年二月廿六日

本山空也堂

極楽院(印)

すなわち英照皇太后の焼香式に参列する際「金銀菊御紋章太鼓四個」の使用を許可したものである。実際空也堂に伝わる「英照皇太后焼香絵巻」には写真8のように、菊紋を付けた六齋念佛講が描かれている。菊紋使用制限が厳しい中、いつどのようにしてこのような権限をえたのであろうか。逆に菊紋を使用できるメリットのために、空也堂のもとに六

齋念佛講中が鑑札を求めて再参集したのかもしれない。菊紋の使用制限は昭和二二(一九四七)年五月二日皇室令第一二条の「皇室礼及附属法令廃止ノ件」まで続く。よって今では各六齋念佛講は自由に菊紋を用いているが、明治維新から戦後までの間「菊紋」の価値は高いものであり、空也堂が本山足りえる理由でもあった。これが空也堂



写真8 英照皇太后焼香式参列の六齋念佛講

だけのことなのか、他に「菊紋」を媒介にした本末が存在したかは、これからの課題である。

おわりに

本論の最大の課題は、身分向上の目的が明らかでない末流に対し、六斎念仏が空也堂の配下に入った理由は何かという点である。

空也堂は、桃園天皇以来四十九日に泉涌寺と搬舟院で法要を営む願いを出して挙行した。その目的は、自らの権威付けであったと説明することができるが、なぜ空也堂だけに焼香行列を許可したのかが問題である。伝奏である公家が収入を得る為という経済的な理由だけでよいのであろうか、

この焼香行列には諸国から鉢屋・茶筌といった末流が素襖大紋帯刀姿で参列すること。これこそが在地で特殊視されている末流たちの「由緒」を示す絶好の機会であったろう。

和田幸司は渡辺村を題材に、被差別民の上昇志向は本願寺からの経済力・労働力の期待とバーターの関係にあったとしている。つまり「下からの形成」として被差別寺院の上昇志向と「上からの編成」として被差別寺院の経済力を集約する統制体系が双務的に進化したのである。としている(18)。このシステムはそのまま、空也堂と末流(茶筌・鉢屋)に当てはまる。しかし六斎念仏講はどうか。彼らにとって天皇の焼香式に参列し念仏を披露することとは名譽なことであり、そのために金銀の菊紋を太鼓につけることを認可されているのである。それゆえ明治三十一年(一八九七)年二月の英照皇太后崩御の焼香の際には、上鳥羽、吉祥院、郡を筆頭に、閻魔堂、桂、川島、中島、石島の講員が百名も参列しているのである。一方空也堂にとって六斎念仏講を配下に置くメリットは上納金による収入であると単純に考えてよいか。空也堂には上納金奉納の記録が残っていないため経済的な理由が説明できないのである。今後の課題としたい。

- (1) 京都市中京区空也堂所有史料 以下ことわりのない限り史料は全て空也堂所有のものである。
- (2) 『空也誄』には「上人不顧父母、無説郷土、有識者 或云。其先出皇派焉」とある。『空也誄』は天治二年(一一二五)の写本を名古屋市真福寺が所有「統群書類従」第八輯所収ただし、堀一郎が『空也』(吉川弘文館 一九五九年)の中で指摘しているが、真福寺本の奥書に「文句狼藉なり、他本を以て校すべし」とあるように、古来批評の多いものである。
- (3) 永観二年(九八四)成立 『続浄土宗全書』巻六に所収、
- (4) 『扶桑略記』(巻二六)、『元亨釈書』(巻一四) 『本朝高層伝』(巻六四) 他
- (5) 柳田国男「念仏團體の變遷」、同「鉢叩きとその杖」(『郷土研究』二巻七号 一九二二年)、同「茶筌及びササラ」(『郷土研究』二巻八号 一九一四年) 以上は『定本 柳田国男集』九巻 『柳田国男全集』一一巻 いずれも筑摩書房に「毛坊主考」として所収。同「俗聖沿革史」一九二〇年 後に『定本柳田国男集』二七に所収。)
- (6) 堀一郎『我が國民間信仰の研究』(二) 宗教史編(東京創元社 一九五五年) 同『空也』(吉川弘文館 一九六三年) のち『堀一郎著作集』三 未來社に所収)
- (7) 市川訓敏「極楽院空也堂の非人支配について」(『関西大学人権問題研究室紀要』一六 一九七九年)
- (8) 山路興造「鉢叩」(京都部落史研究所編『近世の民衆と芸能』八 一九八八年) のち『翁の座』芸能民たちの中世』平凡社 一九九〇年 所収)
- (9) 森田竜雄「鉢叩」(横田冬彦編『芸能・文化の世界』シリーズ近世の身分的周縁? 吉川弘文館 二〇〇〇年)、
 詳密な分析がなされ、近世の空也堂の変遷が明示された好論と考える。森田氏は、この論文の「はじめに」の中で、近世における空也堂の鉢叩の組織化は近世後期に現れるにすぎないとしているが、時期的な問題よりも、この組織化の形成と展開こそ、本末という近世的特質に乗った空也堂と末流の姿が表出しているので

ある。森田氏は、空也堂の鉢叩と他の末流との大きな相違を提唱しているが、筆者が、これまで分析してきたように、実際に空也堂や空也聖の史料を調査すればするほど、その実態は、歴史的照射の中で多様性を加増させているのである。

- (10) 植木行宣「郡の六斎念仏」、芸能誌研究会編『京都の六斎念仏』（京都市文化観光資源保護財団 一九八二）
- (11) 早乙女牧人「関東空也の形成と展開」（日本語・日本文学研究と注釈）第6号 東海大学研究と注釈の会
- (12) 井上亮『天皇と葬儀―日本人の死生観―』（新潮社 二〇一三年）二五九頁
- (13) 拙論「近世く近代の京都六斎念仏の本末に関する一考察―上鳥羽橋上鉦講と空也堂の史料から―」（『千葉経済論叢』47号 二〇一二年一二月）
- (14) 植木行宣「京都の六斎念仏」、芸能誌研究会編『京都の六斎念仏』（京都市文化観光資源保護財団 一九八二）
- (15) 国立国会図書館デジタルコレクション「法令全書」
- (16) 前掲註（15）
- (17) 前掲註（15）
- (18) 和田幸司『近世国家における宗教と身分』（法藏館 二〇一六年）五六〇頁

（すがね ゆきひろ 本学教授）